

鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業

公募説明書

令和元年 9 月

鴨川市

目次

第1章 総則.....	1
1. 募集要項の定義.....	1
2. 募集要項における用語の定義.....	1
第2章 対象事業の概要.....	3
1. 事業名称.....	3
2. 対象となる公共施設等の種類.....	3
3. 公共施設等の管理者.....	3
4. 事業目的.....	3
5. 施設の概要.....	3
6. 供用開始.....	4
7. 事業内容.....	4
8. 事業に関連する法令等の遵守.....	4
9. 事業スケジュール.....	4
10. 事業期間終了時の措置.....	4
11. 見積限度額.....	4
第3章 事業範囲.....	5
1. 選定事業者の業務範囲.....	5
2. 市が実施する事項.....	6
3. リスク分担.....	6
第4章 事業用地の提案.....	7
1. 事業用地に関する事項.....	7
2. 可燃性粗大ごみ処理に関する将来計画.....	7
第5章 参加資格要件.....	8
1. 応募者の構成と資格要件.....	8
2. 共同企業体の設立に関する要件.....	11
3. 応募者を構成する各企業等の変更.....	11
第6章 民間事業者の募集及び選定方法並びに事業契約等の締結.....	11
1. 民間事業者の募集及び選定の方式.....	11
2. 委員会の設置.....	11
3. 募集及び選定等の実施スケジュール.....	11
4. 選定手順.....	12
第7章 応募手続き.....	15
1. 資格審査.....	15
2. 対面的対話.....	16
3. 提案審査.....	16

第8章 その他.....	25
1. 応募条件等の承諾.....	25
2. 費用負担.....	25
3. 市による情報提供.....	25
4. 提出書類の取扱い.....	25
5. 金融機関と市との協議等.....	25
6. 公的支援等に関する事項.....	26
7. 本事業の事務局及び問合せ先.....	26
公募説明書 添付資料-1 事業スキーム（例）	- 1 -
公募説明書 添付資料-2 業務分担表（案）	- 2 -
公募説明書 添付資料-3 対価の支払方法について.....	- 3 -
公募説明書 添付資料-4 モニタリング及び対価の減額について.....	- 13 -
公募説明書 添付資料-5 リスク分担表（案）	- 16 -

第1章 総則

1. 募集要項の定義

鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業公募説明書（以下「公募説明書」という。）は、鴨川市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたり、公表するものである。（以下、本事業の事業者選定に係る公募型プロポーザルを「本件プロポーザル」という。）

また、次の文書は、公募説明書と一体のものである。（以下、これらの文書を総称して「募集要項」という。）

- ・公募説明書
- ・別添資料1 要求水準書
- ・別添資料2 優先交渉権者評価基準書
- ・別添資料3 基本協定書（案）
- ・別添資料4 事業契約書（案）
- ・別添資料5 運搬業務委託契約書（案）
- ・別添資料6 様式集

*公募説明書及び別添資料1～6については、募集要項に関する質問等により、変更することがある。

なお、募集要項と本事業に関して市がこれまで公表した文書の間には相違のある場合は、募集要項の内容を優先するものとする。また、募集要項に記載がない事項については、本事業に関して市がこれまで公表した文書によることとする。

2. 募集要項における用語の定義

募集要項における用語の定義は次のとおりである。

- | | | |
|------|---|--|
| 市 | : | 鴨川市をいう。 |
| 本事業 | : | 鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業をいう。 |
| 本施設 | : | 本事業において設計・建設され、運営される鴨川市中継施設をいい、中継施設工場棟、管理棟、保管施設のほか、計量棟、洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門扉等の設備、建築物及びその附帯設備を含めていう。 |
| 中継施設 | : | 本施設を構成する施設のうち、燃やせるごみを受入れ、コンテナに圧縮・積替え、搬出する施設をいう。 |
| 保管施設 | : | 本施設を構成する施設のうち、不燃ごみ及び資源ごみを受入れ、貯留する施設をいう。 |

工場棟	:	中継施設の機械設備等が設置される建物をいう。
プラント	:	本施設のうち燃やせるごみの圧縮・積替え等に必要となる全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
建築物等	:	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
事業用地	:	民間事業者が本事業実施のために確保する用地のことをいう。
応募者	:	本施設の設計・建設、運営・維持管理の能力を有し、本事業に参加する複数の企業で構成される集合体をいい、当該集合体を企業連合ないしコンソーシアムともいう。基本的に当該集合体を構成する企業の変更はないものの、民間事業者選定の手順とともに、その呼称は、資格審査通過者、優先交渉権者、民間事業者のように変化する。
民間事業者	:	優先交渉権者をPFI法に基づく選定事業者とし、市と事業契約等を締結して本事業を実施する特定の者をいい、構成企業（構成員及び協力企業）によって構成される集合体をいう。
特別目的会社	:	本事業の実施のみを目的として優先交渉権者により設立される会社をいう。SPC（Special Purpose Company）ともいう。
建設事業者	:	SPCと建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。
運営事業者	:	本施設の運営業務を担当する特別目的会社をいう。
運搬企業	:	民間事業者の構成企業であり、本事業において、本施設で圧縮し積替えを行った燃やせるごみを市が指定する処理先へ運搬する構成員又は協力企業を総称していう。
事業実施区域	:	本事業を実施する区域をいう。
基本協定	:	優先交渉権者決定直後に市とSPCの代表企業及び構成員の間で事業契約書の締結に向けた基本的な取り決めを定める文書をいう。
事業契約書	:	市とSPCの間で本事業の実施に係る一切の契約内容について取り決めを定める文書をいう。
運搬業務委託契約書	:	燃やせるごみの運搬業務について市、運搬企業、SPCの間で取り決めを定める文書をいう。
運営業務	:	本事業のうち、本施設の運営に係る業務をいう。
要求水準書	:	要求水準書（第I編 設計・建設業務編）及び要求水準書（第II編 運営業務編）を総称していう。
設計・整備期間	:	事業契約締結の翌日から運営開始の前日までの期間をいう。
提案書	:	本件プロポーザルに関し、応募者が市に対して提出する提案書本文、関連図面、その他資料一式をいう。
提案額	:	本件プロポーザルの提案書において、応募者が、市が選定事業者に支払うべきものとして提案する金額のことをいう。

第2章 対象事業の概要

1. 事業名称

鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業

2. 対象となる公共施設等の種類

積替施設

3. 公共施設等の管理者

鴨川市長 亀田 郁夫

4. 事業目的

現在鴨川市（以下「市」という。）では、昭和61年3月に稼動開始した鴨川清掃センターで市内から排出される燃やせるごみの処理を行っている。しかし、鴨川清掃センターは老朽化が著しく、安定したごみ処理の確保が困難な状況になっている。

このような状況から市では、施設の更新等の検討を進めてきた結果、早期に安定したごみ処理を確保すること、さらなる広域化を図ること、財政的負担が少なくなることを目指した一般廃棄物中継施設の整備・運営事業を実施することを目的とする。

5. 施設の概要

(1) 事業用地

鴨川市内において、応募者が提案する用地

ただし、事業用地内に既存施設（建築物、門扉、フェンス、配管、電気等を含むものとし、以下「既存施設」という。）を有する場合は、移設または撤去することを原則とするが、既存施設の改造等による有効利用等の提案を妨げるものではない。

(2) 処理対象物

家庭系及び事業系の燃やせるごみ

(3) 施設規模等

- ① 処理能力 : 42 t / 日以上
- ② 系列数 : 1 系列
- ③ 運転時間 : 8 時間/日
- ④ 運転日数 : 300 日以上
- ⑤ 年間処理量 : 11,386t (令和4年度)

(4) 施設概要

- ① 処理対象物の受入れ及び燃やせるごみについては圧縮、不燃ごみ及び資源ごみについては受入れ及び貯留を行う。
- ② 圧縮した燃やせるごみをコンテナに積み込んだ後、市が指定する受入施設まで運搬を行う。

(5) 処理方式

① コンパクトコンテナ方式

6. 供用開始

令和4年6月（予定）

7. 事業内容

本事業の実施に際して、市と事業契約を締結し事業を実施する者（以下「選定事業者」という。）は、PFI 法に準拠し、本施設の整備等に係る資金の調達を行い、本施設を整備した後、直ちに市にその所有権を移転し、供用開始後 20 年間にわたって維持管理及び運営を行う BT0（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

本事業におけるスキームの例を「公募説明書 添付資料-1 事業スキーム（例）」に示す。

8. 事業に関連する法令等の遵守

選定事業者は、本事業の実施に当たって、関連する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

9. 事業スケジュール

事業スケジュールは、次のとおり予定している。

年 月	内 容	期間分類
令和2年3月	事業契約の締結	設計・整備期間
令和2年3月～令和4年5月	本施設の設計・整備	
令和4年6月～令和24年5月	本施設の維持管理・運営	運営期間
令和24年5月	事業契約の終了	

10. 事業期間終了時の措置

市は、事業期間終了後も本施設を継続して使用する予定である。市と選定事業者とは、事業期間終了時の本事業の取扱いについて、事業期間終了の5年前までに協議の上決定するものとする。

11. 見積限度額

見積額の上限は 7,445,200 千円（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

第3章 事業範囲

本事業の事業範囲は、次に示すほか、「公募説明書 添付資料-2 業務分担表」、「別添資料1 要求水準書」及び「別添資料4 事業契約書（案）」等を参照のこと。

1. 選定事業者の業務範囲

選定事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 事業用地の確保等

選定事業者は、自らが提案した事業用地を確保（借地・購入は問わない）するものとする。また、選定事業者は、本事業の実施に必要な電気、ガス、水道等を確保する。

(2) 測量・地質調査等

選定事業者は、自らが提案した事業用地の範囲、面積等を把握するために用地測量、地形測量、地質調査、埋設物調査等の必要な一切の業務を実施する。

(3) 施設の設計・整備

選定事業者は、本施設の設計・整備を行うものとする。選定事業者は、自ら本施設の完成検査を行い、市による本施設の引渡し検査を受ける。また、市による引渡し検査合格後、直ちに本施設の所有権を市に移転する。

(4) 維持管理

選定事業者は、運営期間中、本施設が要求水準書で定める性能及び仕様を満足するよう適正に維持管理を行うものとする。また、事業期間終了後も引き続き支障なく本施設を稼働できるよう本施設の維持管理を行うものとする。

(5) 運営

選定事業者は、運営期間中、本施設に搬入される処理対象物を受け入れ、要求水準書で定める性能及び仕様を満たす適正な処理（圧縮）、燃やせるごみの運搬及び資源ごみ等の保管等を行うこととする。処理対象物の量・質等については、「別添資料1 要求水準書」において示す。

(6) 住民合意の形成

選定事業者は、事業用地の確保、本施設の設置、事業実施自体に関する住民合意の形成を行うものとする。なお、市は住民合意形成に対して、選定事業者に協力する。

(7) 土地利用契約の締結等

事業用地の購入または借地に係る契約者は、代表企業とすること。

事業用地を借地とする場合の契約期間は、本事業に必要な期間とする。ただし本事業の運営期間の20年間を延長する場合があるため、借地契約の延長が可能な契約を締結すること。

なお、応募者が提案する事業用地が他の応募者と同じ事業用地となることは原則として認めない。

(8) その他

上記のほか、次の事項を事業者の業務範囲に含めるものとする。

- ① 選定事業者は、本事業の遂行に必要な許認可取得及び届出等の業務を行うこととする。必要に応じて、市も協力を行う。
- ② 本施設の整備、維持管理及び運営に関し住民に対して適宜説明を行うとともに、必要な措置及び対策を講じるものとする。必要に応じて、市も協力を行う。
- ③ 選定事業者は、圧縮した燃やせるごみの受入先との良好な関係の継続を確保すること。

2. 市が実施する事項

市が実施する主な事項は、次のとおりとする。

(1) 燃やせるごみ、資源ごみ等の中継施設までの運搬を行う。

(2) サービス購入料の支払

市は、選定事業者が提供するサービスへの対価として、サービス購入料を支払う。サービス購入料の詳細については、「公募説明書 添付資料-3 対価の支払方法」を参照のこと。

(3) 本事業の実施状況のモニタリング

市は、本事業の実施状況のモニタリングを行う。モニタリングについては、「公募説明書 添付資料-4 モニタリング及び対価の減額について」及び「別添資料4 事業契約書（案）」を参照のこと。

(4) 燃やせるごみ運搬先の確保

本施設から圧縮・運搬される燃やせるごみの運搬先は、市が確保する。

(5) 資源ごみ等の引渡し

本施設の運営によりストックする不燃ごみ及び資源ごみ等の引き取り企業は、市が確保する。

3. リスク分担

市と選定事業者のリスク分担は、「公募説明書 添付資料-5 リスク分担表」及び「別添資料4 事業契約書（案）」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度及び具体的内容については、同文書に示すが、示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

第4章 事業用地の提案

1. 事業用地に関する事項

応募者の提案する事業用地が満たす要件は、次のとおりとする。

(1) 立地場所に係る要件

鴨川市内に位置すること。

(2) 面積、形状に係る要件

本事業を実施するために必要なものとする。(提案面積及び形状については、応募者の提案に委ねる。ただし、周辺環境に配慮した面積、形状とすること。)

(3) 土地利用規制等に係る要件

応募者の提案する事業用地は、本事業を実施する際に支障となる土地利用規制が適用されていない土地であること、又は事業実施のため必要な期間内に、支障となる土地利用規制の解除若しくは支障のない土地利用規制への変更が可能であることとする。

(4) インフラに係る要件

- ① 公道に接道していること。
- ② 電力・水道・ガス・通信システム等の本施設に必要なインフラが整備されている又はその確実な予定があること。
- ③ 雨水排水の放流経路が確保されていること。また、プラント排水や生活排水を放流する場合は、その放流経路が適切であること。

2. 可燃性粗大ごみ処理に関する将来計画

可燃性粗大ごみは、現在、鴨川清掃センター内の破砕処理施設(以下「既存破砕施設」という。)において破砕し、燃やせるごみとして鴨川清掃センター内の焼却施設で処理を行っている。しかしながら、ごみ処理の効率化・集約化を図るため、中継施設と可燃性粗大ごみの破砕処理施設は近隣に位置していることが望ましいと考えられる。以上から、既存破砕処理施設と同等の機能を事業用地内に整備する計画を踏まえた事業用地、施設の配置とすること。また、既存破砕施設の仕様等は要求水準書に示す。

なお、整備する可燃性粗大ごみの破砕処理施設は、一般廃棄物処理施設に該当する可能性があることに留意すること。

第5章 参加資格要件

1. 応募者の構成と資格要件

(1) 応募者の構成

応募者の構成は、次の企業等からなるものとする。

- ① 本事業の実施を目的として設立される特別目的会社（選定事業者）に出資を行いかつ、選定事業者から業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業及び出資のみを行う企業（以下「構成員」という。）
- ② 構成員以外の者で事業開始後、選定事業者から業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している企業等（以下「協力企業」という。）
- ③ 本項「(4) 応募者を構成する各企業に係る個別要件」②～⑦に掲げる指定業務を選定事業者から直接受託し、又は請け負う企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることは出来ない。

(2) 応募者の資格要件

中継施設のプラント設備の設計・建設業務、建築の設計・建設業務、プラント設備の運転管理業務、プラント設備の保全業務及び燃やせるごみの運搬業務並びに工事監理業務を担う企業は、下記の共通要件及び個別要件を満たさなければならない。

また、単一の企業が複数の指定業務を担うことは可能であるが、その場合、当該企業は共通要件及び担当するすべての指定業務に関する個別要件を満たさなければならない。

応募者は、選定事業者から指定業務を直接受託し、又は請け負う構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとする。

(3) 応募者を構成する各企業等に係る共通要件

応募者を構成する各企業等は、(資格審査基準日となる) 資格審査書類提出期限日において、次の資格要件を満たすものとし、他の応募者を構成する者としては、参加できないものとする。

- ① 公告の日から優先交渉権者選定までの間において、鴨川市建設工事請負事業社等指名停止措置要綱（平成 17 年鴨川市告示第 10 号）に基づく指名停止措置の期間中の者ではないこと。
- ② 公告の日から事業者選定までの間において、鴨川市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年鴨川市告示第 64 号）に基づく指名除外措置を受けている者ではないこと。
- ③ 商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく会社の整理の申立てがなされている者又は会社の整理の開始を命じられている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 条）に基づく破産の申立て又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づく和議開始の申立てがなされている者でないこと。

- ⑦ 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者又は優先交渉権者選定日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者ではないこと。
- ⑧ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。
- ⑨ 市がアドバイザー業務を委託した八千代エンジニアリング株式会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、資本面において関連がある者とは、議決権を有する株式の過半数を有し、又はその出資の総額の100分の50以上を出資している者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- ⑩ 構成員のいずれかは、鴨川市財務規則（平成17年鴨川市規則第46号）第99条第2項に規定する競争入札参加資格者適格者名簿に記載のある者であること。

（4）応募者を構成する各企業等に係る個別要件

① 代表企業

代表企業は、次の要件を満たしていること。

- ・市内に本店または支店を有していること。
- ・応募時点で市内に事業用地確保の見通しがあり、正式契約までに本事業の開始から事業完了まで事業用地を確保できる者をいう。

② プラント設備の設計・建設業務

本施設のうちプラント設備部分の設計・建設業務を担うことを予定している企業は、選定事業者から当該業務を直接請け負うものとし、次の要件を満たしていること。

- ・一般廃棄物処理施設のうち粗大・リサイクル施設の設計建設実績または中継施設の設計建設実績を有していること。
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・選定事業者から当該業務を直接受託する企業は、1社とし、必ず構成員とならなければならない。

選定事業者から当該業務を直接請け負うことを予定している企業が、建築の設計業務の発注者となる場合は、建築の設計業務の個別要件を満たす必要はない。

選定事業者から当該業務を直接請け負うことを予定している企業が、建築の建設業務の発注者となる場合は、建築の建設業務の個別要件を満たす必要はない。

③ 建築の設計業務

本施設の建築部分の設計を担うことを予定している企業は、選定事業者又はプラント設計・建設業務を請け負う企業から当該業務を直接受託するものとし、次の要件を満たしていること。

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

- ・選定事業者から当該業務を直接受託する企業は、1社とし、必ず構成員とならなければならない。

④ 建築の建設業務

本施設の建築部分の建設を担うことを予定している企業は、選定事業者又はプラント設備の設計・建設業務を担う企業から当該業務を直接請け負うものとし、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体（建設JV）を組織することも可能であるが、共同企業体の代表者は次の要件を満たしていること。

- ・建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事について特定建設業の許可を受けていること。
- ・鴨川市建設工事等入札参加者資格審査基準（平成17年鴨川市告示第163号）第7条に規定する資格者名簿に、公告日の時点で登録されていること。

⑤ プラント設備の運転管理業務

本施設のプラント設備の運転管理業務を担うことを予定している企業は、選定事業者から直接受託するものとし、次の要件を満たしていること。

- ・「第2章 5.（5）処理方式」に示す処理方式と同一または類似した処理方式の施設での運営経験を有する専門の技術者を運営開始から1年間の期間にわたり1名以上、専任で配置できること。

⑥ プラント設備の保全業務

応募者として本施設のプラント設備の大規模修繕及び保守点検業務を担うことを予定している企業は、選定事業者から直接受託し、又は請け負うものとし、次の要件を満たしていること。

- ・「第2章 5.（5）処理方式」に示す処理方式と同一または類似した処理方式の施設での運営経験を1件以上有していること。

⑦ 燃やせるごみの運搬業務

本施設で圧縮した燃やせるごみの運搬業務を担うことを予定している企業は、市と契約するものとし、次の要件を満たしていること。

- ・千葉県内の自治体において一般廃棄物収集運搬許可を1件以上有すること。又は本業務開始までに許可を得ることが見込まれること。
- ・1日当たり42トンの圧縮した燃やせるごみを運搬可能な車両、運転人員を有すること。

⑧ その他の業務

本施設の整備・運営にあたり選定事業者から指定業務以外の業務を直接受託し、又は請け負う者で、構成員又は協力企業として応募者となるものは、受託又は請け負う業務を明確にし、共通要件を満たしていることを確認できること。

2. 共同企業体の設立に関する要件

本事業の建設工事の施工を目的として、建設 J V を結成し工事にあたる場合は、以下によるものとする。

- (1) 建設 J V の結成方法は、自主結成とする。
- (2) 建設 J V の形態（共同施工方式、分担施工方式）は任意による
- (3) 建設 J V の代表者は、本施設のプラント設備の設計・建設業務を行う者でなければならない。
- (4) 市と契約を締結した建設 J V の有効期間は、当該工事の完成後 3 ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間終了後であっても、当該工事につき瑕疵担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。
- (5) 市が入札参加資格審査書類受付後、他の応募者の建設 J V を構成する企業と資本関係又は人的関係が認められた場合は、入札参加審査申請書類の受付の早い応募者の建設 J V の構成は認めることとし、他の応募者は建設 J V の構成企業の変更を行うものとする。

3. 応募者を構成する各企業等の変更

資格審査書類提出期限後、応募者を構成する各企業等の変更は原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、協議の上、市が妥当と認めたときは、応募者を構成する各企業等の変更を認めるものとする。

第 6 章 民間事業者の募集及び選定方法並びに事業契約等の締結

1. 民間事業者の募集及び選定の方式

民間事業者の募集及び選定は、募集要項に示す内容を満たしており、民間事業者の提案内容が技術的観点から要求水準を満たすことが見込める内容であることを前提として選定する。

なお、民間事業者の選定は、事業用地の確保を含めて民間事業者の自由な提案を期待することから、公募型プロポーザル方式によるものとする。

2. 委員会の設置

市は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うため、「鴨川市中継施設整備・運営事業事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。委員会において優先交渉権者を選定する。

委員会の構成、審議内容は非公開で実施するが、開催経過及び選定の結果は、優先交渉権者の決定後に公表する。

なお、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものは、除くものとする。

3. 募集及び選定等の実施スケジュール

(1) 実施スケジュール

民間事業者の募集及び選定スケジュールは、次のとおり予定している。

内容	日程
特定事業の選定・公表	令和元年 8 月 9 日 (金)
公告及び募集要項の公表・交付	令和元年 9 月 6 日 (金)
募集要項 (公募説明書、要求水準書、優先交渉権者評価基準書、基本協定書 (案)、事業契約書 (案)、運搬業務委託契約書 (案)、様式集) に関する質問の受付期限	令和元年 9 月 18 日 (水)
募集要項に関する質問回答公表	令和元年 9 月 27 日 (金)
参加資格申請書提出期限	令和元年 10 月 7 日 (月)
参加資格審査結果通知	令和元年 10 月 9 日 (水)
対面的対話	令和元年 10 月 23 日 (水) ~ 令和元年 10 月 25 日 (金)
提案書の受付期限	令和元年 11 月 18 日 (月)
基礎審査結果通知	令和元年 11 月 27 日 (水)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和元年 12 月 9 日 (月) ~ 令和元年 12 月 13 日 (金)
優先交渉権者の選定及び公表	令和元年 12 月 23 日 (月)
基本協定の締結	令和 2 年 1 月 8 日 (水)
仮事業契約の締結	令和 2 年 2 月 14 日 (金)
事業契約の締結	令和 2 年 3 月 13 日 (金)

4. 選定手順

(1) 審査フロー

民間事業者選定のための審査は、次に示すように資格審査と提案審査から構成される。

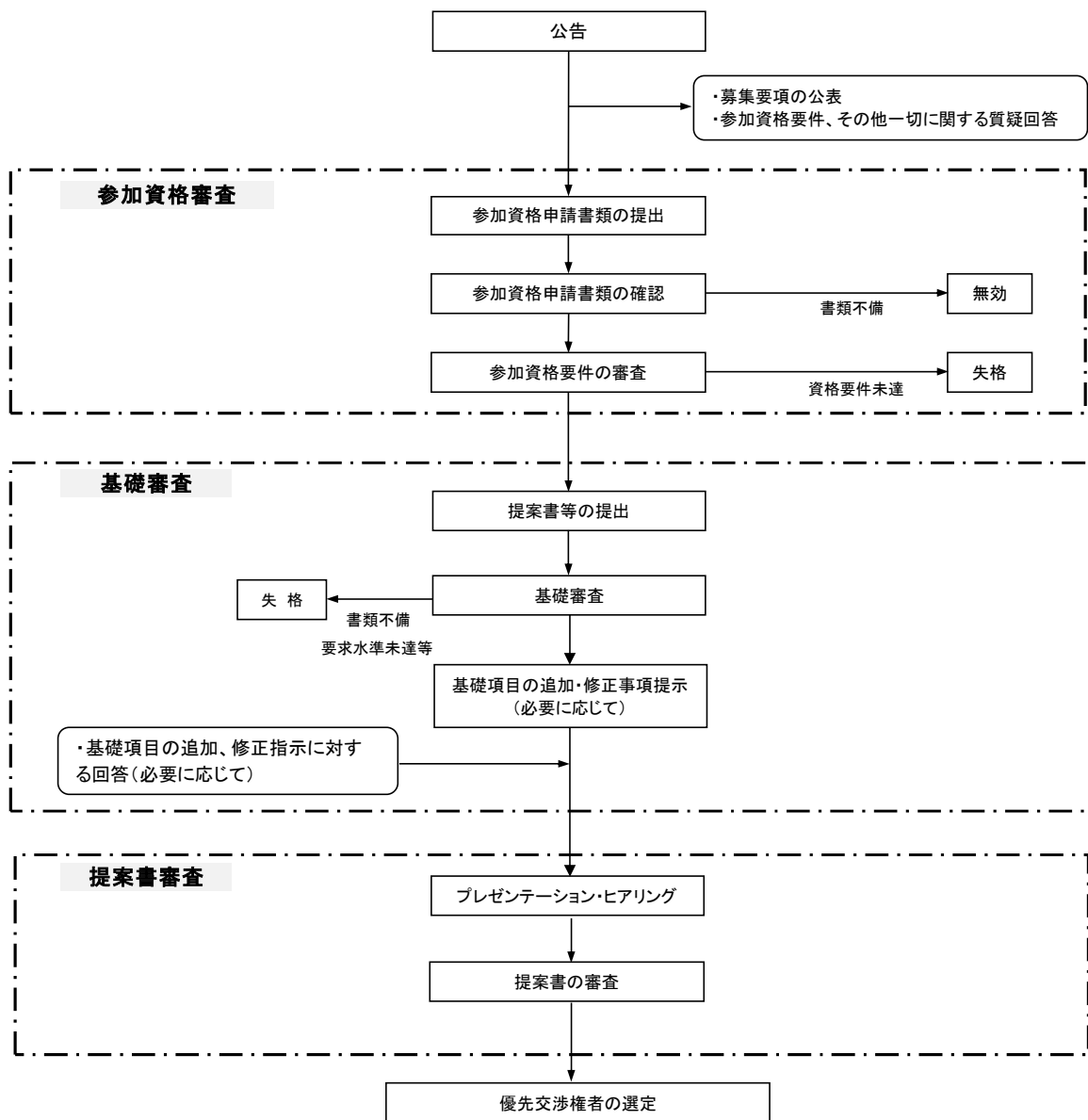


図1 事業者選定の審査フロー

(2) 選定手順の概要

選定手順の各段階の内容は、次のとおりである。

1) 参加資格審査

市は、応募者から参加資格申請書類を受け付け、参加資格を確認する。応募者は、参加資格申請書類及び事業用地に関する書類を提出すること。

2) 提案審査

市は、定められた期日までに応募者から提案書を受け付け、次に定めるところにより審査を行い、最も優れた提案を行った応募者を選定する。

① 基礎審査

募集要項において示す本事業の基本的条件及び要求水準に対して、応募者の提案が十分に満たしていることを確認する。

② 提案書審査（非価格要素審査、価格要素審査）

基礎審査を通過した応募者の提案について、非価格要素及び価格審査から総合的な評価を行い、最も優れた提案を行った応募者を選定する。具体的な審査基準等については、「別添資料2 優先交渉権者評価基準書」において示す。

(3) 優先交渉権者の選定及び公表

検討委員会の専門的、技術的審査に基づく意見を踏まえ、委員会において最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として選定し、その結果を公表する。

(4) 優先交渉権者選定後の手続き

1) 事業契約等の締結に関する手続き

- ① 市と優先交渉権者とは、募集要項及び提案書に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、優先交渉権者を事業予定者とする。
- ② 市と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議し、調整する。
- ③ 市は、選定事業者との間で事業仮契約を締結し、その後、PFI 法第 12 条の規定により市議会の議決を得た上で選定事業者と事業契約を締結する。ただし、優先交渉権者を選定した後、事業契約締結までの間に、応募者を構成する各企業に鴨川市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止等の措置要件に相当する事由がある場合、その期間中は契約手続を留保するが、契約の相手方としないこともある。

2) 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、事業仮契約締結までに特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。

- ① 応募者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- ② 運営事業者の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。
- ③ 運営事業者の株主は、市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

第7章 応募手続き

1. 資格審査

(1) 募集要項に関する質問及び回答

市は、募集要項に関する質問を次のとおり受け付ける。質問及び回答は原則として公表する。

- ・受付期間 令和元年9月6日（金）～令和元年9月18日（水）17:00
- ・提出書類 鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業 募集要項に関する質問書（様式1-1）
- ・提出部数 1部
- ・提出方法 質問事項は、所定の様式に記入の上、「第8章 4. 本事業の事務局及び問い合わせ先」に示す本事業の事務局まで、電子メールの添付ファイルとして提出すること。
- ・回答公表時期 令和元年9月27日（金）に市のホームページにて公表する。

(2) 資格審査書類の提出

本件プロポーザルに参加を希望する者は、市に資格審査書類を提出し、応募資格の有無について審査を受けなければならない。

- ・受付期間 令和元年9月6日（金）～令和元年10月7日（月）
- ・受付時間 9:00～17:00（ただし12:00～13:00を除く。）
- ・提出書類
 - ①参加資格審査申請書（様式2-1）
 - ②構成員及び協力企業一覧表（様式2-2）
 - ③建設JVの構成（建設JVを組織する場合）（様式2-3）
 - ④委任状（代表企業）（様式2-4）
 - ⑤委任状（代理人）（様式2-5）
 - ⑥各業務を担当する者の要件を証明する書類（様式2-6）
 - ⑦参加資格に関する誓約書（様式2-7）

なお、資格確認の基準日は、令和元年10月7日（月）とする。

- ・提出部数 2部（正本1部、副本1部）
- ・提出方法 本事業の事務局（同上）まで持参又は郵送（必着）すること。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」又は「書留郵便」とすること。

(3) 資格審査結果の通知

応募資格の審査結果の通知は、資格審査書類の提出を行った者に対して、書面により令和元年10月9日（水）に発送する。併せて、市は応募者に対して受付グループ名を通知する。資格審査の結果、応募資格がないとされた者は、市に対して応募資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由。ただし、A4版とする。）により説明を求めることができる。

- ・受付期限 令和元年10月18日（金）
- ・受付時間 9:00～17:00（ただし12:00～13:00を除く。）

- ・提出方法 本事業の事務局（同上）まで持参又は郵送（必着）すること。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」又は「書留郵便」とすること。

2. 対面的対話

本事業の目的、要求水準事項の基本的考え方等を踏まえ、応募者が考える施設整備の概要（全体配置平面図、車両動線図、処理フロー、各階機器配置平面図）を確認することを目的とし対面的対話を以下のとおり実施する。

対面的対話の実施に当たり本事業へ提案される概要、市への確認事項を所定の様式に記入のうえ、本事業の事務局まで、電子メールの添付ファイルとして提出すること。

- ・受付期限 令和元年【10月15日（火）】
- ・受付時間 9:00～17:00（ただし12:00～13:00を除く。）
- ・提出書類 対面的対話確認事項（様式3-1）
- ・提出部数 1部
- ・提出方法 対面的対話の確認事項は、所定の様式に記入の上、本事業の事務局（同上）まで電子メールの添付ファイルとして提出すること。
- ・対面的対話の実施日時 令和元年【10月23日（水）～10月25日（金）】を予定している。詳細については、所定の様式を提出した者に通知する。
- ・確認書に対する回答 令和元年【10月30日（水）】17:00までに、応募者に対して個別に回答する。

3. 提案審査

（1）提案書類の提出について

資格審査通過者は、募集要項に従って提案書を作成し、次に従って提案書を提出すること。

- ・受付期間 令和元年10月23日（水）～令和元年11月18日（月）
- ・受付時間 9:00～17:00（ただし12:00～13:00を除く。）
- ・提出書類・提出部数 提案書の提出書類・提出部数については以下に記載のとおりとする。

（1）提案書提出届等

- ・提出書類
 - ①提案書提出届（様式5-1）
 - ②提案書に関する誓約書（様式5-2）
- ・提出部数
各1部（正本のみ）

（2）非価格要素審査に関する提案書類

- ・提出書類
非価格要素審査に関する提案書類は、次に示す様式6-1-1～6-7-2を提出すること。

様式番号	様式名
様式 6-1-1	実績 ①一般廃棄物中継施設の設計・建設実績 ②一般廃棄物中継施設の運営実績
様式 6-2-1	事業用地
様式 6-3-1	環境管理
様式 6-4-1	建設・維持管理 ①適切な設計・施工
様式 6-4-2	②施設の安全・安定的な運転・維持管理計画
様式 6-5-1	燃やせるごみ運搬
様式 6-6-1	事業の経営・財務の安定性
様式 6-7-1	地域経済への貢献 ①建設工事期間
様式 6-7-2	②運営・維持管理期間

- ・提出部数
各 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

(3) 施設計画図書

- ・提出書類

施設計画図書は、任意様式とし A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして 1 冊にまとめ提出すること。

施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/〇～〇/〇）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。また、施設計画図面については次のとおりとする。

ア 図面は、JIS の建築製図通則に従って作成すること。

- ・施設計画図書の必要事項

施設計画図書に必要な事項は、次に示すとおりである。

ア 施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）

イ 設計基本数値

(ア) 中継施設

a 施設計画基本数値

(a) 物質収支（ごみ、用水、薬剤、空気など）

(b) 用役収支

- ・電力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。

- ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
- ・燃料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
- ・薬品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
- b 主要施設（機器）設計計算書
- c 要求水準に対する設計仕様書

(i) 保管施設

- a 施設計画基本数値
 - (a) 物質収支（ごみ、用水、薬剤、空気など）
 - (b) 用役収支
 - ・電力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。
 - ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
 - ・燃料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
 - ・薬品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
- b 主要施設（機器）設計計算書
- c 要求水準に対する設計仕様書

ウ 図面

- (ア) 全体配置図【A3版横】
- (イ) 動線計画図【A3版横】
- (ウ) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3版横】
- (エ) 機器配置断面図（縦断、横断図）【A3版横】
- (オ) 主要機器組立図【A3版横】
- (カ) フローシート【A3版横】
 - a 中継施設
 - (a) 対象廃棄物
 - (b) 集じん
 - (c) 井水、上水道、再利用水、冷却水及び雨水
 - (d) 排水（プラント排水、生活排水等）
 - (e) 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
 - b 保管施設
 - (a) 対象廃棄物
 - (b) 集じん
 - (c) 給排水
 - (d) 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）
- (キ) 電気設備主回路単線系統図【A3版横】
- (ク) 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）【A3版横】
- (ケ) 建築仕上げ表

- (コ) 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）
- (ク) パース（鳥瞰図、1枚）【A3版横】
- (ク) その他、提案する構造物等に関する図面【A3版横】

エ 工事関係

- (ア) 全体工事工程表（設計、各種手続き期間含む）【A3版横】

オ 様式

施設計画図書の様式は、次の様式 7-1～7-7 を提出すること。

様式番号	様式名
様式 7-1	主要機器リスト
様式 7-2	主要機器耐用年数表
様式 7-3	主要機器 長期点検整備計画
様式 7-4	計画年間運転・維持管理計画
様式 7-5	燃料・副資材・薬品等使用計画
様式 7-6	予備品・消耗品リスト
様式 7-7	人員計画表

・提出部数

各 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

(4) 事業計画

・提出書類

事業計画は、次に示す様式 8-1～8-17 を提出すること。

様式番号	様式名
様式 8-1	事業費
様式 8-2-1	施設整備委託料内訳
様式 8-2-2	施設整備委託料支払予定表
様式 8-3	運営・維持管理委託料（固定費）
様式 8-4	運営・維持管理委託料（変動費）
様式 8-5	SPC の資本概要
様式 8-6	開業費（運営固定費）
様式 8-7	運転経費（固定費）
様式 8-8	維持管理費（固定費）
様式 8-9	人件費（固定費）
様式 8-10	SPC のその他経費（固定費）

様式 8-11	運転経費（中継施設 運営・維持管理委託料変動費）
様式 8-12	運転経費（燃やせるごみ運搬 運営・維持管理委託料変動費）
様式 8-13	その他経費（運営・維持管理委託料変動費）
様式 8-14	補修計画書（20 年間）
様式 8-15	事業用地に係る費用
様式 8-16	SPC 長期事業収支計画表（損益表）
様式 8-17	SPC 長期事業収支計画表（キャッシュフロー）

・提出部数

各 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

(5) (2)～(4)の書類作成上の注意

作成にあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

ア 様式に示す所定のページ数とし（任意様式は任意のページ数）、様式集の順番で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして提出すること。文字サイズは 11 ポイント以上（図表は含めない）とし、各ページの下中央に通し番号（1/〇～〇/〇）をふり、市から通知した応募グループ名を右下欄に記入する。

イ 添付資料が必要な場合は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして提出すること。また、添付資料には、各ページの下中央に通し番号（1/〇～〇/〇）をふり、応募グループ名を右下欄に記入する。

ウ 文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。

エ ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）。

オ 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

カ 市に提出する提案書の電子データは、PDF 形式とし、提案書及びその添付書類を、様式集の順番でそれぞれ 1 つの PDF ファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じて PDF ファイルを複数に分割してもよい。なお、PDF に加えて、様式集（Excel 版）については Microsoft Excel（Windows 版とし、バージョンは 2000 以後とする。）も提出すること。

(6) 見積書

見積書を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- ア 見積書は、様式9に見積額を記入の上、封筒に入れ、封かんし、封筒の表面に、事業名、応募者名及び代表企業の商号又は名称等を記載すること。封筒については図2を参考にすること。
- イ 見積額は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「公募説明書 添付書類-3 対価の支払い方法」に基づいて算定すること。また、物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- ウ 見積額には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- エ 提案書との整合性を確保すること。

(表)

鴨川市長 亀田 郁夫 様
事業名 鴨川市一般廃棄物中継施設整備・運営事業
応募者名 _____
所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____ (印)
年 月 日

(裏)

(印) (印) (印)

- ・見積書を提出する封筒は長形3号を基本とする。
- ・印については、代表企業の印を用いること。

図2 見積書封筒の記載イメージ

なお、様式に定める提出書類一覧を以下に示す。

提出書類		様式等	部数
(1) 提案書提出届等		様式 5-1～5-2	各 1 部
提案書	(2) 非価格要素審査に関する提案書類	様式 6-1-1～6-7-2	各 8 部 (正本 1 部、副本 7 部)
	(3) 施設計画図書	様式 7-1～7-7	
	(4) 事業計画	様式 8-1～8-17	
見積書（価格要素審査対象）		様式 9	1 部
提案書の電子データ（DVD 等）		—	1 式

(2) 基礎審査結果の通知

基礎審査結果の通知は、提案書を提出した者に対して、書面により令和元年 11 月 27 日（水）に発送する。基礎審査の結果、書類不備等があり失格となった者は、市に対して失格の理由について、次に従い、書面（様式は自由。ただし、A4 版とする。）により説明を求めることができる。

- ・受付期限 令和元年 12 月 13 日（金）
- ・受付時間 9：00～17：00（ただし、12：00～13：00 を除く）
- ・提出方法 本事業の事務局（同上）まで持参又は郵送（必着）すること。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」又は「書留郵便」とすること。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング

基礎審査合格者を対象にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの詳細については別途提案書を提出した者に通知する。

(4) プロポーザルの取りやめに関する事項

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に事業者を選定できないと認められる場合、市は当該応募者を本件プロポーザルに参加させない。

また、応募者が連合し、公正に事業者の選定ができないと認められる場合又は競争性が担保されないと認められる場合、市は本件プロポーザルによる事業者の選定を延期し、若しくは取りやめることがある。

なお、後日、本件プロポーザルにかかる不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(5) 応募の辞退

応募資格の確認通知を受けた応募者が応募を辞退する場合は、下記に従って辞退届を提出すること。

- ・受付期限 令和元年 11 月 18 日（月）
- ・受付時間 9:00～17:00（ただし 12:00～13:00 を除く。）
- ・提出書類 プロポーザル辞退届（様式 4-1）
- ・提出方法 本事業の事務局（同上）まで持参又は郵送（必着）すること。なお、郵送による場合は、必ず「配達記録郵便」又は「書留郵便」とすること。

第8章 その他

1. 応募条件等の承諾

応募者は、参加表明書を市へ提出することにより、応募に係る募集要項の記載内容及び条件を承諾したものとする。

2. 費用負担

本事業の応募に要する費用については、応募者の負担とする。なお、議会による事業契約締結の議決がなされなかった場合は、たとえ仮契約を締結した後でも、事業予定者は、本事業の応募に要した費用等を市に対して一切請求することができない。

3. 市による情報提供

(1) ホームページ

この要項に定めることその他、本件プロポーザルの実施にあたって必要な事項が生じた場合には、市のホームページに掲載する。

(2) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業への応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

4. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、優先交渉権者の選定・公表及びその他市が必要と認める場合は、提案書の全部又は一部を使用・公表できるものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。ただし、市が事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合は、要求水準書等に特許権等の対象である旨が明記されておらず、応募者が特許権等の対象であることを知っていた、又は知り得べき場合を除き、市が責任を負う。

(3) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めないものとする。

(4) 追加提出書類

市は、必要と認めた場合、提出書類を追加的に要求することがある。

5. 金融機関と市との協議等

市は、本事業の安定性及び継続性を確保する目的で、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接契約(ダイレクトアグリーメント)を結ぶことがある。

6. 公的支援等に関する事項

(1) 施設の整備費の支払いについて

施設の整備費については、本施設の整備が完了し、市の検査に合格した施設を市が合併特例債及び一般財源により、選定事業者に支払うことを予定している。

(2) 法制上及び税制上の優遇措置等について

①法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

②財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

③その他の支援に関する事項

市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

7. 本事業の事務局及び問合せ先

本事業の事務局は、次のとおりである。なお、本事業に関する問い合わせは、同事務局で受け付ける。

[本事業の事務局]

鴨川市役所 総務部 環境課

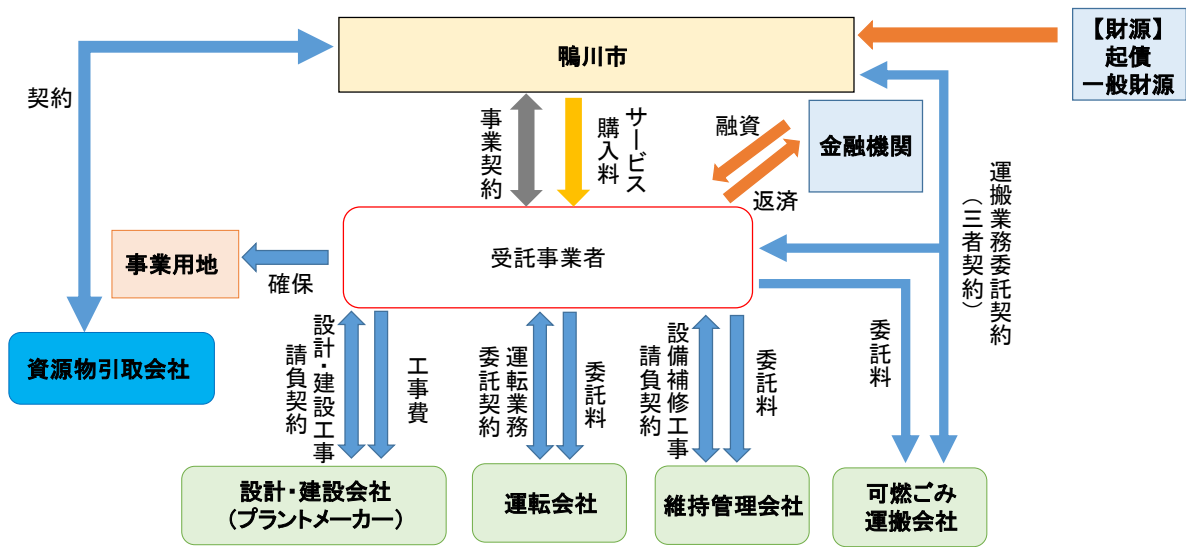
住 所 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450

電 話 04-7093-7838 F A X 04-7093-7851

電子メールアドレス kankyo@city.kamogawa.lg.jp

以上

公募説明書 添付資料-1 事業スキーム（例）



※受託事業者は、特別目的会社

公募説明書 添付資料-2 業務分担表（案）

（○：主、▲：副）

業務区分	業務内容	本市	民間事業者	備考
計画管理	・施設整備全体に関する計画、管理	○		
	・一般廃棄物処理基本計画			
	・一般廃棄物処理実施計画			
	・施設への搬入計画			
用地取得	・用地の確保		○	
施設整備に係る許認可手続	・各種届け（必要な場合）	▲	○	副は必要に応じて協力する。
	・開発関係（必要な場合）	▲	○	副は必要に応じて協力する。
設計	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う
	・実施設計		○	
	・設計監理	○		
建設	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う
	・実施設計		○	
	・施工及び施工管理		○	
	・施工監理	○		
施設全体管理	・施設設置者としての施設管理	○		
受付管理	・搬入ごみの受入判定	▲	○	副は受け入れ判定を行い、主に通知する
	・料金徴収			
運転管理	・運転管理計画作成		○	
	・運転管理及び作業		○	
	・搬入監理（不適物混入防止の監視）	▲	○	
	・受入出物の性状管理		○	
	・圧縮可燃物の運搬	▲	○	副は受入先の確保を行う。
	・圧縮可燃物以外の運搬	○	▲	副は必要に応じて積込等の協力を行う。
調達	・物品・用役の調達・管理		○	
	・検査・点検・補修計画作成、実施		○	
	・外構施設保全	▲	○	副は主の業務を監視する
	・施設改造、改良保全		○	
環境管理	・環境管理（粉じん等）		○	
	・作業環境管理		○	
災害対応	・災害廃棄物処理対応	▲	○	主は災害廃棄物の受入及び処理を行う
情報管理	・報告書作成と管理	▲	○	主は報告書の作成を行い、副による管理を受ける
	・設計図書等施設情報の管理			
	・施設清掃		○	
	・施設警備		○	
	・見学者対応	▲	○	主は見学者への説明等を行い、自治体への説明は副が行う
	・住民対応	▲	○	副は必要に応じて協力する。

公募説明書 添付資料-3 対価の支払方法について

※以下に示す対価の支払方法は、事業契約締結における本市と民間事業者の契約交渉により一部変更される可能性がある。

1. 対価の構成

事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、市が事業者を支払う対価の構成を示す。

対象構成区分		対象業務
施設整備委託料	引渡時支払金	1) 事前調査業務 2) 事業用地の造成業務 3) 本施設の設計・建設業務 4) 工事管理業務
	整備費割賦料	
運営・維持管理委託料	中継施設運営・維持管理委託料	運営・維持管理委託料A, B, C, D 1) 受入業務 2) 管理業務 3) 維持管理業務 4) 情報管理業務 5) 環境管理業務 6) 防災管理業務 7) 保安・清掃業務 8) 住民等対応業務 9) 上記に付帯する関連業務
	運搬業務委託料	運営・維持管理委託料E, F, G 1) 燃やせるごみ運搬業務 2) 上記に付帯する関連業務

2. 対価の算定方法

1) 施設整備委託料

対価	支払の対象となる費用	対象の算定方法
引渡時支払金	設計・建設業務に係る費用のうち、合併特例債及び一般廃棄物処理事業債によって充当される分 ・合併特例債による充当分 =下記、図1中の①-1に示す部分 ・一般廃棄物処理事業債による充当分 =下記、図1中の①-2に示す部分	左欄の運営・維持管理期間中の費用の合計
整備費割賦料	右欄、元金と金利の合計額 ・元金 =下記、図1中の②-1、②-2及び②-3に示す部分の合計額 ・金利 =元金のうち、金融機関からの借入金を元本とし、基準金利に民間事業者が提案したスプレッドを加えた金利相当分であり、返済期間20年の元利均等返済方式によって算出される金利支払額 ^{※1} <u>※ただし、図1に示した合併特例債対象事業費は事業契約の締結までに変更される可能性がある</u>	○各支払時期の整備費割賦料 =左欄の運営・維持管理期間中の費用の合計金額÷支払回数(81回) ただし、金利部分に係る基準金利は11年目で見直す予定である。

※1 金利の算定方法について

(ア) 算定方法

①第1回～第40回

割賦元金の2分の1の金額を40回で元利均等返済する額と、後半10年間で支払う割賦元金の2分の1の金額を10年間据え置いた場合に発生する金利の合計

②第41回～第81回

割賦元金の2分の1の金額を41回で元利均等返済する額

(イ) 基準金利

①TOKYO SWAP REFERENCE RATE としてテレレート 17143 ページに表示されている6ヶ月 LIBOR ベース 10年物(円-円)金利スワップレート(基準日午前10時)とする

②基準金利設定は、供用開始の2営業日前(銀行営業日ではない場合はその翌営業日)とする。また、本事業では基準金利の見直しを改定の基準日である令和14年4月1日の2営業日前に行うものとする。なお、提案書の作成時には、令和元年10月1日の基準金利とする。

合併特例債対象事業費 (885,050千円まで)		合併特例債対象外事業費		
		起債対象		起債対象外
合併特例債		一般廃棄物処理事業債 (単独事業分)		用地造成
合併特例債 95%	一般財源 5%	一般廃棄物処理事業債 75%	一般財源 25%	一般財源 100%
元利償還金の70%を 後年度交付税措置		元利償還金の30%を 後年度交付税措置		

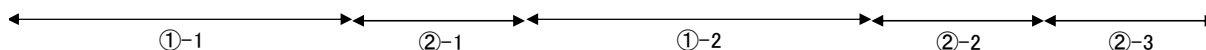


図1 施設整備費委託料の考え方

2) 運営・維持管理委託料

(1) 中継施設運営・維持管理委託料

区分	支払の対象となる費用	対象の算定方法
運営・維持管理委託料A	固定費用Ⅰ 【人件費、その他の諸経費】 ・人件費 ・事務費 (旅費、消耗品、使用料等) ・負担金等 (負担金、公租公課等) ・保険料 ・その他経費 (SPC経費等) 【運転管理費用】 ・電気基本料金、水道基本料金 ・油脂類費 ・測定、分析 (排水など) ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等	○各支払時期の運営・維持管理委託料A = 左欄対象費用の運営・維持管理期間中の費用の合計金額 ÷ 支払回数 (81回)
運営・維持管理委託料B	変動費用Ⅰ 【燃料費、その他諸経費】 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費 (電力等の基本料金除く) ・その他費用 (一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。)	○各支払時期の運営・維持管理委託料B = 各年度の計画量 × 提案単価
運営・維持管理委託料C	固定費用Ⅱ 【点検、補修費用】 ・点検、補修費、更新費、部品交換費等	○点検、補修費は、各年度の点検・補修計画に合わせた金額とする。また、点検・補修費は支払金額の平準化に配慮すること。
運営・維持管理委託料D	固定費用Ⅲ 【事業用地】 ・事業用地の購入料又は借地料	【事業用地を購入する場合】 ○各支払時期の運営・維持管理委託料D = 事業用地の購入料 ÷ 支払回数 (81回) 【事業用地を借地する場合】 ○各支払時期の運営・維持管理委託料D = (設計・建設期間における借地料 + 運営期間20年間における借地料) ÷ 支払回数 (81回)

※1 各支払い時期の運営業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 各年度の計画量は、「別添資料1 要求水準書」を参照すること。

(2) 運搬業務委託料

区分	支払の対象となる費用	対象の算定方法
運営・維持管理委託料E	固定費用Ⅳ 【人件費、その他の諸経費】 ・人件費 ・その他費用 【運搬車両に係る費用】 ・車両購入費 ・車両に係る保険料	○各支払時期の運営・維持管理委託料E (令和4年度～令和8年度) ＝左欄対象費用の運営・維持管理期間(令和4年度～令和8年度)中の費用の合計金額÷支払回数(20回) ○各支払時期の運営・維持管理委託料E (令和9年度～令和24年度) ＝左欄対象費用の運営・維持管理期間(令和9年度～令和24年度)中の費用の合計金額÷支払回数(61回)
運営・維持管理委託料F	変動費用Ⅱ 【燃料費、その他諸経費】 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費(電力等の基本料金除く) ・その他費用(一般廃棄物等の処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。)	○各支払時期の運営・維持管理委託料F ＝各年度の計画量×提案単価 なお、燃やせるごみの運搬先変更に伴い、単価は令和9年度に改定する。
運営・維持管理委託料G	固定費用Ⅴ 【点検、補修費用】 ・点検、補修費、更新費、部品交換費等	○点検、補修費は、各年度の点検・補修計画に合わせた金額とする。また、点検・補修費は支払金額の平準化に配慮すること。

※1 各支払い時期の運営業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 各年度の計画量は、「別添資料1 要求水準書」を参照すること。

3. 対価の支払方法

1) 施設整備委託料

(1) 引渡時支払金

民間事業者は本施設が完成し、市による引渡し検査に合格後、速やかに市に請求書を提出する。市は請求を受けた日から30日以内に民間事業者に対して支払う。支払い回数は1回とする。

(2) 整備費割賦料

民間事業者は、運営・維持管理期間の各年度の第1四半期相当分を7月1日以降に、第2四半期相当分を10月1日以降に、第3四半期相当分を1月1日以降に及び第4四半期相当分を4月1日以降に、市による四半期業務報告書の確認を得た後、速やかに市に請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に民間事業者に対して支払う。

支払回数は、各年度4回(ただし、令和24年度は第1四半期のみの1回)とし、計81回支払う。

2) 運営・維持管理委託料

市は、民間事業者の運営・維持管理業務の実施状況をモニタリングし、要求水準書及び事業契約が満たされていることを確認した上で、運営・維持管理委託料を支払う。

市は、民間事業者から四半期業務報告書の提出を受け、四半期に一度、業務状況の良否を判断し、業務報告書の受領後 14 日以内（閉庁日を除く）に民間事業者へモニタリング結果を通知する。

当該通知の後に民間事業者は、各年度の第 1 四半期相当分を 7 月 1 日以降に、第 2 四半期相当分を 10 月 1 日以降に、第 3 四半期相当分を 1 月 1 日以降に及び第 4 四半期相当分を 4 月 1 日以降に、市に対して運営・維持管理委託料の請求書を提出する。

市は、請求を受けた日から 30 日以内に民間事業者に対して整備費割賦料とあわせて運営・維持管理委託料を支払う。

支払回数は、各年度 4 回（ただし、令和 24 年度は第 1 四半期のみの 1 回）とし、計 81 回支払う。

表1 対価の支払いイメージ

		設計・建設業務		運営・維持管理業務				
設計・建設期間	年度	期	引渡時支払金	整備費割賦料	中継施設業務		燃やせるごみ運搬業務	
					固定費部分	変動費部分	固定費部分	変動費部分
					I、II、III	I	IV、V	II
	令和元		—					
	令和2		—					
	令和3		—					
	令和4		一括支払					
運営・維持管理期間	令和4	I		金利改定(1)	固定(1)	定額(1)	定額(1)	定額(1)
		II		定額(2)	固定(2)	定額(2)	定額(2)	定額(2)
		III		定額(3)	固定(3)	定額(3)	定額(3)	定額(3)
		IV		定額(4)	固定(4)	変動調整(4)	定額(4)	変動調整(4)
	令和5	I		定額(5)	固定(5)	定額(5)	定額(5)	定額(5)
		II		定額(6)	固定(6)	定額(6)	定額(6)	定額(6)
		III		定額(7)	固定(7)	定額(7)	定額(7)	定額(7)
		IV		定額(8)	固定(8)	変動調整(8)	定額(8)	変動調整(8)
	⋮	⋮						
	令和9 (運搬先変更)	I		定額(21)	固定(21)	定額(21)	改定(21)	単価改定(21)
		II		定額(22)	固定(22)	定額(22)	定額(22)	定額(22)
		III		定額(23)	固定(23)	定額(23)	定額(23)	定額(23)
		IV		定額(24)	固定(24)	変動調整(24)	定額(24)	変動調整(24)
	⋮	⋮						
	令和12	I		定額(33)	固定(33)	定額(33)	定額(33)	定額(33)
		II		定額(34)	固定(34)	定額(34)	定額(34)	定額(34)
		III		定額(35)	固定(35)	定額(35)	定額(35)	定額(35)
		IV		定額(36)	固定(36)	変動調整(36)	定額(36)	変動調整(36)
	令和13	I		定額(37)	固定(37)	定額(37)	定額(37)	定額(37)
		II		定額(38)	固定(38)	定額(38)	定額(38)	定額(38)
		III		定額(39)	固定(39)	定額(39)	定額(39)	定額(39)
		IV		定額(40)	固定(40)	変動調整(40)	定額(40)	変動調整(40)
	令和14	I		金利改定(41)	固定(41)	定額(41)	定額(41)	定額(41)
		II		定額(42)	固定(42)	定額(42)	定額(42)	定額(42)
		III		定額(43)	固定(43)	定額(43)	定額(43)	定額(43)
		IV		定額(44)	固定(44)	変動調整(44)	定額(44)	変動調整(44)
	⋮	⋮						
	令和23	I		定額(77)	固定(77)	定額(77)	定額(77)	定額(77)
		II		定額(78)	固定(78)	定額(78)	定額(78)	定額(78)
		III		定額(79)	固定(79)	定額(79)	定額(79)	定額(79)
		IV		定額(80)	固定(80)	変動調整(80)	定額(80)	変動調整(80)
	令和24	I		定額(81)	固定(81)	変動調整(81)	定額(81)	変動調整(81)

※ ()内の数字については支払い回数を示す。

4. 対価の改定

1) 整備費割賦料の改定

金利変動を考慮した改定を行うため、運営11年度目である第41回以降の支払について、基準金利の見直しを行い、残りの整備費割賦料を算定し直す。なお、民間事業者から提案されたスプレッドは原則見直さない。

基準金利の見直しは、改定の基準日である令和14年4月1日の2営業日前（銀行営業日でない場合はその翌営業日）に行うものとする。

2) 運営・維持管理委託料の改定

(1) ごみ量変動による改定

ア 中継施設運営業務（運営・維持管理委託料B）

令和4年度から令和23年度における第1四半期から第3四半期の当該委託料については、燃やせるごみ量を実際に処理した量（以下「実績処理量」という。）にかかわらず、当該年度に予定される処理量（以下「計画処理量」という。）の4分の1を、応募者より提案された燃やせるごみ量1トンあたりの処理単価（「燃やせるごみ処理単価」という。）に乗じて算定を行う。一方、令和4年度から令和23年度における第4四半期及び令和24年度の第1四半期の当該委託料については、燃やせるごみ処理単価に当該年度の実績処理量に乗じて、年間の燃やせるごみ処理費を確定した上で、第1四半期から第3四半期の既支払い当該委託料を控除した調整額により算定する。

イ 燃やせるごみ運搬業務（運営・維持管理委託料F）

令和4年度から令和23年度における第1四半期から第3四半期の当該委託料については、燃やせるごみ量を実際に運搬した量（以下「実績運搬量」という。）にかかわらず、当該年度に予定される運搬量（以下「計画運搬量」という。）の4分の1を、応募者より提案された燃やせるごみ量1トンあたりの運搬単価（「燃やせるごみ運搬単価」という。）に乗じて算定を行う。一方、令和4年度から令和23年度における第4四半期及び令和24年度の第1四半期の当該委託料については、燃やせるごみ運搬単価に当該年度の実績運搬量に乗じて、年間の燃やせるごみ処理費を確定した上で、第1四半期から第3四半期の既支払い当該委託料を控除した調整額により算定する。

(2) 運搬先の変更による改定

燃やせるごみの運搬先は、以下のとおり令和9年度から変更になる。

○燃やせるごみの運搬先

①令和4年度から令和8年度まで：市が指定する民間の処理事業者

②令和9年度から令和24年度まで：

（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業の事業実施用地（富津市を予定）

そのため、民間事業者は、燃やせるごみの運搬業務に係る運営・維持管理委託料について、第1回目から第20回目の支払分と、第21回目以降の支払分は、かかる固定費の額及び変動費単価（燃やせるごみ運搬単価）をそれぞれあらかじめ設定しておく必要がある。

市は民間事業者が提案した固定費の額及び変動費単価（燃やせるごみ運搬単価）に従い、次のように支払額を算定する。

ア 運営・維持管理委託料E（固定費Ⅳ）

(ア) 第1回目から第20回目の支払について

令和4年度～令和8年度の運営・維持管理業務期間における費用の合計額を、各年度に4回、計20回にわたり支払うものとする。

(イ) 第21回目から第81回目の支払について

令和9年度～令和24年度の運営・維持管理業務期間における費用の合計額を、令和9年度～令和23年度の各年度に4回及び令和24年度に1回の計61回にわたり支払うものとする。

イ 運営・維持管理委託料F（変動費Ⅱ）

(ア) 第1回目から第20回目の支払について

令和4年度～令和8年度の運営・維持管理業務期間において、民間事業者が提案する燃やせるごみ運搬単価を採用するものとする。具体的な支払方法については「4. 2）

(1) イ 燃やせるごみ運搬業務（運営・維持管理委託料F）」を参照のこと。

(イ) 第21回目から第81回目の支払について

令和9年度～令和24年度の運営・維持管理業務期間において、民間事業者が提案する燃やせるごみ運搬単価を採用するものとする。具体的な支払方法については「4. 2）

(1) イ 燃やせるごみ運搬業務（運営・維持管理委託料F）」を参照のこと。

(3) 物価変動等による改定

ア 物価変動の指標について

運営・維持管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を次に示す。なお、当該指標は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者の提案については、合理性及び妥当性があると市が認める場合、協議を行い見直しすることができる。

【物価変動の指標】

中継施設運営業務に係る対価

区分	改定の対象となる費用	指標
運営・維持管理 委託料A	・人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計（事業所規模30人以上）／現金給与総額指数／千葉県平均」（厚生労働省）
	・電気基本料金、水道基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、市と事業者が変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。
	・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
運営・維持管理 委託料B	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する重油種類」（日本銀行調査統計局）
	・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	・光熱水費（電力等の基本料金除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
	・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
運営・維持管理 委託料C	・点検、補修費用	「消費税を除く国内企業物価指数／汎用機器」（日本銀行調査統計局）
運営・維持管理 委託料D	・事業用地に係る費用	「固定資産税評価額／該当する用地」（地方自治体（総務省））

燃やせるごみ運搬業務に係る対価

区分	改定の対象となる費用	指標
運営・維持管理 委託料E	・人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計（事業所規模30人以上）／現金給与総額指数／千葉県平均」（厚生労働省）
	・車両購入費	「消費税を除く国内企業物価指数／輸送用機器／自動車／トラック」（日本銀行調査統計局）
	・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
運営・維持管理 委託料F	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する重油種類」（日本銀行調査統計局）
	・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	・光熱水費（電力等の基本料金除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
	・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
運営・維持管理 委託料G	・点検、補修費用	「消費税を除く国内企業物価指数／汎用機器」（日本銀行調査統計局）

イ 改定額の計算方法

令和4年度第1支払時期以降の運営・維持管理委託料については、年1回の改定（事業用地に限っては3年に1回）を行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標とを比較し、1.5%（事業用地は除く）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、変動の大小にかかわらず、事業者は指標については、市へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、3月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、4月30日までに見直しを行い、各年度の維持管理・運営業務に係る対価を確定する。改定された維持管理・運営業務に係る対価は、改定年度の第1支払期以降の支払に反映させる。事業用地については、3年毎に行われる固定資産税評価によって本市と協議して決定事項を反映させる。なお、令和元年度に改定を行う場合は、事業契約に定めた額を基準額とする。

価格改定の算式
$P_n = P_{n-1} \times (CI_{n-1} / CI_x)$
ただし、 $ (CI_{n-1} / CI_x) - 1 > 1.5\%$
P_n : 改定後の「運営維持管理サービス購入費」の当該業務費
P_{n-1} : 改定前または契約時の「運営維持管理サービス購入費」の当該業務費
CI_x : 前回改定時の指数（改定されていない場合は契約日の該当する月の指数）
CI_{n-1} : 前年度の3月（初年度の改定の場合は令和4年3月）の指数

(4) 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営・維持管理期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、市の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、市が改定内容にあわせて負担する。

公募説明書 添付資料-4 モニタリング及び対価の減額について

1. モニタリング目的

本施設の運営業務に対するモニタリングは、市と運営事業者が協力し本施設が運営期間中一定の水準を保ち安定稼働させることを目的として実施するものであり、運営・維持管理委託料を削減することを目的とするものではない。

2. 要求水準を保つための措置

本施設の運営期間中に市が要求する一定以上の水準を保つための措置は図1に示すとおりである。

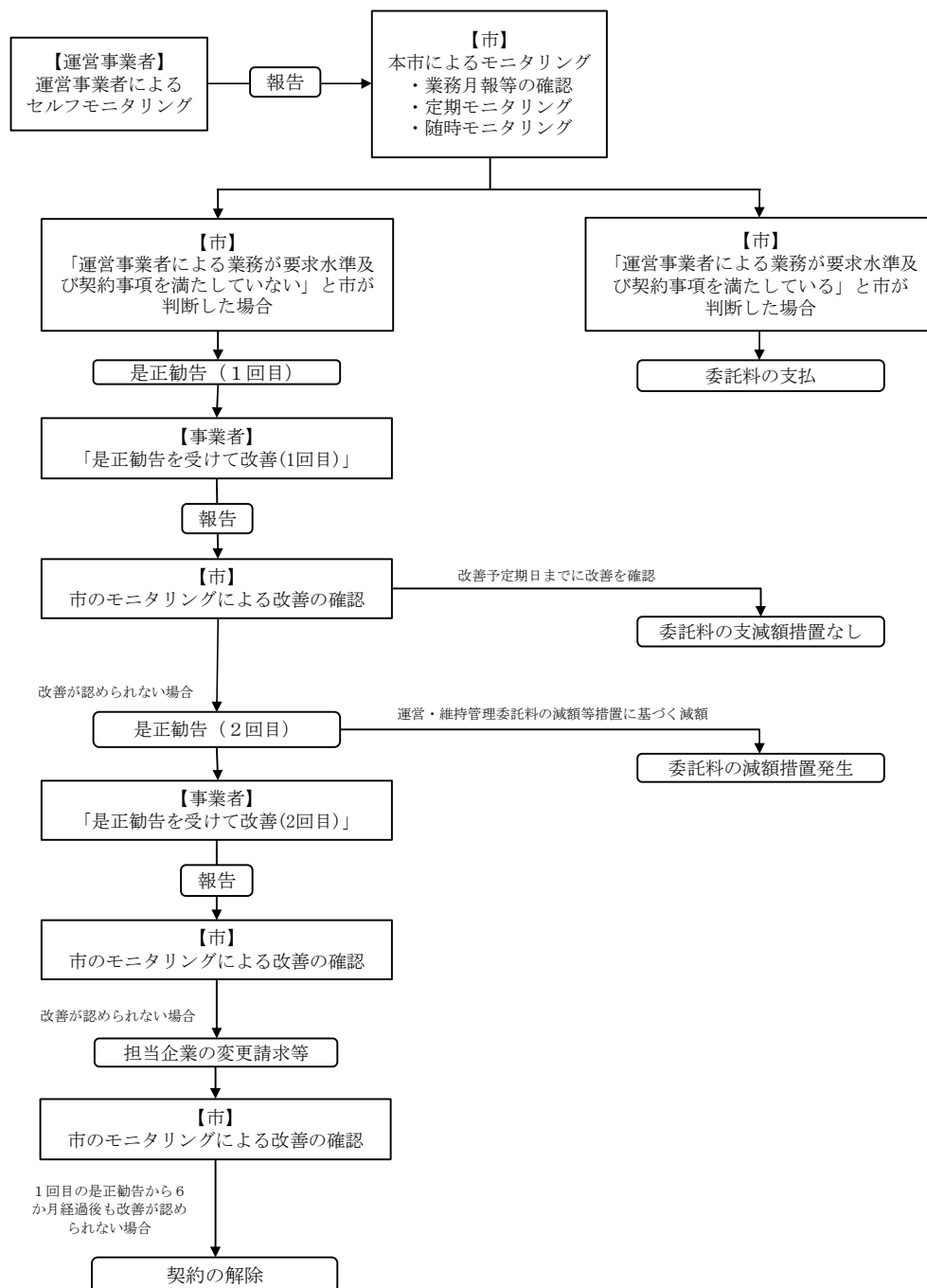


図1 是正措置の考え方

3. モニタリングの方法

モニタリングは、運営事業者が行うセルフモニタリングと市が行うモニタリングで構成する。

(1) 運営事業者のセルフモニタリング

1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、事業契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、市の承諾を得ること。

- ① モニタリングの内容
- ② モニタリングの実施時期及びモニタリング箇所
- ③ モニタリング実施組織
- ④ モニタリングの結果の記録様式
- ⑤ モニタリングの報告等の手続き

2) セルフモニタリングの実施と報告

運営事業者は、セルフモニタリング実施計画書承諾後、実施計画書に基づいてセルフモニタリングを実施すること。

(2) 市によるモニタリングの方法

本事業における運営業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

1) 業務月報等の確認

市は、運営事業者が事業契約、募集要項及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から市へ提出される業務月報等で確認する。

2) 定期モニタリングと随時モニタリング

市は、定期モニタリングとして月1回、本施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う。

また、随時モニタリングとして必要に応じて、本施設の現場調査を適宜実施して確認する。

4. 業務の改善についての措置

(1) 是正勧告

市は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び事業契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

1) 是正勧告（第1回目）

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、市は事業者に必要な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。

運営事業者は、市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を市に提出し、市の承諾を得ること。

2) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び事業契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について市と協議する。運営事業者の報告した事由に合理性があると市が判断した場合、市は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

3) 改善の確認

市は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

4) 是正勧告（第2回目）

市におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと市が判断した場合、市は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

5) 業務担当企業の変更等

第2回の是正勧告により作成した業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと市が判断した場合、市は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

6) 契約の解除等

市は、上記5)の業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、市が事業契約の継続を希望しない時には、事業契約を解除することができる。

(2) 運営・維持管理委託料の減額等の措置

運営業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

- 1) モニタリングの結果、市が是正勧告（第2回目）を行った場合、当該事象に対して第2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを市が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者に支払う運営・維持管理委託料A（固定費Ⅰ）及びE（固定費Ⅳ）を減額する。
- 2) 運営・維持管理委託料の減額の程度は、1件の是正勧告に対して運営・維持管理委託料A（固定費Ⅰ）及びE（固定費Ⅳ）の10%とする。なお、複数の是正勧告による運営・維持管理委託料A（固定費Ⅰ）及びE（固定費Ⅳ）の減額の限度は、50%とする。

(3) 運営業務に係る対価の返還

運営・維持管理委託料支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営・維持管理委託料が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運営・維持管理委託料に相当する額を返還すること。この場合、当該減額されるべき運営・維持管理委託料を市が運営事業者に支払った日から、市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

公募説明書 添付資料-5 リスク分担表（案）

各事業段階におけるリスクの分担は、次のとおりとする。○は主たるリスク分担者、△は従たるリスク分担者（場合により限定的にリスクを分担する者）を表す。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	民間事業	
全期間共通	1 契約リスク	事業契約締結の不能、遅延等	○	○
	2 募集要項リスク	実施方針、募集要項等及びこれらに関する質問回答など、市が作成、公表又は配布をした文書等の記載内容の誤り、不備、変更等	○	
	3 法制度リスク	本事業に直接関わる法制度の新設、改正、廃止等 上記以外の法制度の新設、改正、廃止等	○	○
	4 税制度リスク	選定事業者の利益に対して課せられる税に関する税制度の新設、変更、廃止等 上記以外の税制度（消費税を含む。）の新設、変更、廃止等	○	○
	5 許認可リスク	本事業の実施に必要な許認可の取得等の不能、遅延等		○
	6 事業中止リスク	市の責めに帰すべき事由による事業の中止、延期等 選定事業者の責めに帰すべき事由による事業の中止、延期等	○	○
	7 第三者賠償リスク	市の責めに帰すべき事由による第三者への賠償責任の発生 選定事業者の責めに帰すべき事由による第三者への賠償責任の発生	○	○
	8 住民対応リスク	本施設の設置に関する住民への説明等の対応 選定事業者が実施する業務に関する住民への説明等の対応	△	○
	9 環境問題リスク	施設の建設、維持管理業務、運営業務に伴う騒音、振動、悪臭、地盤沈下、大気汚染、水質汚染等の公害等の発生		○
	10 不可抗力リスク	天災（地震、津波、落雷、暴風雨等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、その他の不可抗力による事業費用の増加等	○	△
	11 性能未達リスク	施設整備業務、維持管理業務、運営業務に関する要求水準の未達状態の発生		○
	12 資金調達リスク	事業実施に必要な資金の調達		○
	13 土地利用リスク	土地利用の契約、土地の利用可能性の確保（権利面及び性状面を含む。）に関するリスク		○
	14 債務不履行リスク	事業契約において市が負う債務の不履行 事業契約において選定事業者が負う債務の不履行	○	○
	15 金利変動リスク	選定事業者の資金調達に係る金利の変動	○	△
	16 物価変動リスク	事業実施に必要なものやサービスの物価変動（インフレ・デフレ）	○	△
整備期間	17 調査リスク	市が提示する調査結果の不備又は誤り 選定事業者が実施する調査の不備又は誤り	○	○
	18 計画・設計・仕様変更リスク	市の責めに帰すべき事由による計画、設計若しくは仕様の変更又は計画の遅延等 選定事業者の責めに帰すべき事由による計画、設計又は仕様の変更、遅延等	○	○
	19 工事遅延リスク	市の責めに帰すべき事由による工事遅延 選定事業者の責めに帰すべき事由による工事遅延	○	○
	20 施設整備費変動リスク	市の責めに帰すべき事由による施設整備費の変動 選定事業者の責めに帰すべき事由による施設整備費の変動	○	○
運営期間	21 ごみ供給	供給ごみの量又は質について、事業契約に定める基準の未達	○	
	22 ごみ確認	市が搬入するごみの内容チェック不備等 市以外の者により直接搬入されるごみの内容チェック不備等	△	○
	23 可燃ごみの運搬リスク	市の責めに帰すべき事由による運搬量の未達 選定事業者の責めに帰すべき事由による運搬量の未達	○	○
	24 可燃ごみ受入先リスク	受入先の責めに帰すべき事由による受入不可等 上記以外で選定事業者の責めに帰すべき事由による受入不可等	○	○
	25 運営費変動リスク	市の責めに帰すべき事由による運営費の変動 選定事業者の責めに帰すべき事由による運営費の変動	○	○
	26 施設損傷リスク	市の責めに帰すべき事由による施設の損傷 選定事業者の責めに帰すべき事由による施設の損傷	○	○